

公益財団法人家計経済研究所 不正防止計画

1. 方針

公益財団法人家計経済研究所は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正)を踏まえ、公的研究費の不正を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期する。

2. 実施内容

(1) 職員に対しての実施

(イ) 「確認書」の提出

公的研究費に採択された研究者には、公的資金を執行する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書」の提出を求め意識の向上を図る。

(ロ) 公的研究費の適正な執行

職員には、委託先の事務処理要領及び本研究所の規程等に基づいた適正な執行に努めさせる。特に取引業者との適切な関係を維持し、物品納品時のチェックの確行及び業者に対する早期支払いを推進する。

(2) 組織(機関)として実施

(イ) コンプライアンス推進責任者の選任

機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者を定め、その職名を公表する。

(ロ) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者は平成26年度中に各部局内にてコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(ハ) 関係諸規程の見直し

公的研究費に関するルールと現場の実態とが乖離していないかを常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程の制定を行う。

(ニ) 職員への説明会等の実施

職員に対し、説明会・研修会等を積極的に実施し、不正使用事案等を紹介するとともに公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

(ホ) 事務処理要領マニュアルの見直し

公的研究費に係る事務処理要領等のマニュアルを常時見直し、事務処理の簡素化及び効率化を図る。

(ヘ) 適正な執行管理

経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託先の事務処理要領及び本研究所の規程等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。

この際、予算の計画的な執行の促進に努めるとともに、物品購入する際には、取引

業者との適切な関係を維持するための措置を講ずる。また納品確認は厳正に実施するものとする。

(ト) 外部講習会等への参加

相談窓口である担当事務職員は、研究者に適切な対応ができるよう積極的に外部の講習会等に参加し、最新情報を得るとともに事務処理能力の向上を図る。

(チ) ホームページによる内外への公表

研究費の不正防止への取組みに関する方針等を、ホームページにより内外に公表し周知を図る。

(リ) 内部監査の強化

監査室は、法人全体の視点から書面による定期的な監査を行うとともに適宜実地監査を行い、不備の検証を行なう。

(ヌ) 取引業者に対する契約取引に関する誓約書の提出要請

本研究所と一定の取引のある業者に対し、本研究所関係規程等の遵守、いかなる不正、不適切な契約も行わないこと、および監査、調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

3. 不正防止計画の点検・評価

コンプライアンス委員会は、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行いその見直しを図る。